

愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領

この要領は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 間接補助対象事業者の要件

要綱第2条に規定する間接補助対象事業者は、以下の要件を満たす者であること。

(1) 戸建住宅の場合は、次のいずれかに該当すること。

- ア 自らが所有し、かつ、居住する住宅に設備を設置する者
- イ 自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて設備を設置する者
- ウ 第三者が所有する住宅に居住する者で、当該住宅への設備の設置について所有者の承諾を受けている者

(2) 集合住宅の場合は、県内に居住する者で、次のいずれかに該当すること。

- ア 自らが所有する住宅に設備を設置する者
- イ 販売する事業者等により設備が予め設置された住宅を取得しようとする者
- ウ 第三者が所有する住宅に居住する者で、当該住宅への設備の設置について所有者の承諾を受けている者

3 設備に関する要件

設備は、要綱第3条の要件のほか、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 共通要件

- ア 一般的要件
未使用品であること。
- イ 工事・施工要件
建築物、電気設備、ガス設備に関する関係法令に準拠していること。
- ウ 温室効果ガス削減量の把握
住宅用太陽光発電施設の設置による温室効果ガスの削減量等を把握すること。
また、愛知県の求めに応じて、これらの情報を提供すること。
- エ 非常用電源の要件
集合住宅へ住宅用太陽光発電施設の設置をする場合、非常用電源としてコンセントを設置するとともに、居住者へ周知すること。

(2) 住宅用太陽光発電施設

- ア 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。
- イ 構成する機器が次に規定する要件に該当するものであること。
(ア) 太陽電池モジュールは、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）の太陽電池モジュール認証を受けたもの又はそれに準じた性能を持

つものであること。また、IEC規格に基づき、JETが認証した太陽電池モジュール、又は、IECEE-PV-FCS制度に加盟している海外認証機関の認証についても同等と判断する。

(イ) 接続箱、直流側開閉器及び交流側開閉器は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（JEAC8001）に準拠していること。

(ウ) インバータ・保護装置は、「電気設備技術基準の解釈」等に基づく任意認証制度基準に準拠していること。なお、その地域を電力供給区域とする電気事業者が個別に認めたものも認める。

(エ) 発生電力量計は、太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるものであること。

(オ) 余剰電力販売用電力量計は、太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電気事業者の仕様に適合するものであること。

ウ 工事、施工にあつては、電気設備に関する技術基準を定める省令及び内線規程（JEAC8001）に準拠していること。

エ 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。

(3) 家庭用エネルギー管理システム

ア 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。

イ タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。

ウ 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。

エ 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。

ただし、燃料電池で発電された発電量、太陽光発電施設の設置による発電量及び売電量、蓄電池の設置による充電量及び放電量（以下「発電量及び充電量等」という。）のいずれかを計測し、蓄積できる場合はその限りではない。

オ 一つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。

カ 太陽光発電施設等の創エネルギー設備及び蓄電池等の蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量等、充電量等の情報が取得又は計測できるものであること。

キ 電力使用量に関わる情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供を行うことができるものであること（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）。

(4) 家庭用燃料電池システム

一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。

(5) 定置用リチウムイオン蓄電システム

国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているものであること。

(6) 電気自動車等充給電設備

国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているものであること。

(7) 太陽熱利用システム

一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの、又はそれと同等の機能を有するものであること。

(8) 高性能外皮等

次のア又はイいずれかを満たすこと。

ア B E L S (建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。)の評価機関から受けた評価により、次に規定するいずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。

(ア) 住宅の外皮性能がZ E H強化外皮基準以上であること。

(イ) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。

(ウ) 住宅の敷地内に再生可能エネルギーを導入すること。(一体的導入の要件として太陽光発電施設の導入は必須とする。)

(エ) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

イ 前記(ア)から(エ)の基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受けることにより、いずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。なお、国の補助事業において地域区分等により一部要件の緩和が認められている場合限り、その要件により補助を受ける住宅に係る設備も補助対象に含めることができる。

(9) 断熱窓改修工事

ア 1つ以上の居間又は主たる居室(就寝を除き、日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること。

イ 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)すべてに設置、施工すること。

ウ 熱貫流率が4.65W/m²・K以下になること。

4 補助対象経費に関する要件

要綱第4条に規定する補助対象経費は、以下の要件を満たすこと。

(1) 補助事業者が次の要件を満たした上で間接補助対象事業者へ交付した補助金であること。なお、2(1)イ及び2(2)イに該当する者にあつては、住宅の引渡しを受けたことをもって工事完了とみなす。

ア 本県から交付決定を受けようとする年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に間接補助対象事業者が適正に工事を完了すること。

イ 前記の期間内に補助事業者が補助金の交付申請を受け、交付の決定及び交付を行うこと。

(2) 本補助金とは別に本県から他の補助金等（県以外の機関が交付する補助金等のみをその財源としているものを除く。）を受けている経費ではないこと。ただし、補助対象事業の一部に他の補助金等を受ける場合は、本補助金の補助対象経費から他の補助金等の対象となる設備に係る経費を除外して、本補助金の対象経費とすることができる。

5 間接補助対象事業者に対する周知に関する要件

補助事業者は、補助事業者が間接補助対象事業者へ交付する補助金の一部が愛知県からの間接補助金であることを、補助金交付決定通知等書面で周知すること。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。